

書類の不受理による公認取り消しについて

【ご質問・ご要望】（投稿日：2018 年 8 月 24 日）

「公認団体の顧問が常勤教職員 2 名以上（うち 1 名が教授）となった理由と経緯について」（2016 年 7 月 11 日回答）によりますと、公認団体の顧問の人数について、「平成 27 年度以前の既存団体については現在のところ、これらの変更を義務付けてはおりません」とのことでした。

しかしながら、平成 27 年度以前の既存団体である「●●●●」のものとみられる Twitter アカウントが、「書類上の顧問の人数を理由に書類が受理されず、後日非公認化された」旨のツイートをしていることを確認しました（具体的な URL 等は学生意見箱の運用方針に則り載せません）。「知と自由への誘い」においても当該団体を含むいくつかの団体が「クラブ・サークル」の一覧から消えていることが確認できました。

そこで、質問・要望いたします。

1. 公認団体の申請条件の変更について、平成 27 年度以前の既存団体に義務付けないとする方針は今でも変更はないでしょうか。
2. 公認団体の申請条件とその適用対象について、担当窓口の方々は全員正確に把握しておられるのでしょうか。
3. もし、大学側の誤解や説明不足によって非公認化に至った団体があるのであれば、速やかにその非公認化を取り消す手続きを取るよう、要望します。

以上、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018 年 10 月 1 日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

1. について、現時点では変更ございません。平成 27 年度以前の団体については、顧問 2 名をつけるよう求めているところです。

その他質問について、これまで手続き上不備等はございません。